

「2025年日本国際博覧会 営業参加（自動販売機）」募集要領

2023年11月1日

2023年11月17日修正（修正箇所は赤字で記載しています）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」といいます。）は、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」といいます。）をより魅力的なものとし、テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するために、様々な企業・団体の協力が不可欠であると考えています。そのため、大阪・関西万博では、企業・団体のさらに幅広い参加を実現できるように、パビリオン出展、テーマ事業協賛、催事参加等、多様な枠組みで、企業・団体による参加を呼びかけてきました。今回、新たに営業参加として、多くの来場者の飲料ニーズに対応できるよう、また、設置場所のテーマに沿う、未来を志向する飲料用自動販売機の設置事業者（以下「営業出店参加者」といいます。）を募集します。

1 募集の内容

（1）営業出店（自動販売機）

飲料用の自動販売機を設置することができる5者程度の企業・団体等を営業出店参加者として募集します。なお、応募状況により参加者数は変動する可能性があります。

（2）設置場所・台数

営業出店参加者に提供される設置場所・台数は、大阪・関西万博会場内（夢洲）内での自動販売機設置予定場所のうち未来に向けた「問い」と「提案」が集まる場所として構成されたフューチャーライフパーク近傍の約71台及び会場外駐車場等（夢洲・舞洲・堺・尼崎・桜島等）の約35台の合計約106台（全て屋外設置）のうち複数台になります。（別紙 参考位置図を参照。）なお、設置場所及び台数については、「6 営業出店参加者決定に関する事項」に基づき営業出店参加者決定後、審査点数により、協会が指定します。設置場所等に対する異議申し立て等は一切受け付けません。

なお、その他約175台の設置については、応募受付締切時点での大阪・関西万博への寄付、協賛、人材派遣等を総合勘案した万博への参加度合いに応じて、自動販売機設置を希望する企業・団体へ出店権を付与します。

（3）設置から撤去までのスケジュール

募集時点でのスケジュールは、次のとおりです。なお、開会日及び閉会日を除いて、今後事情により前後する可能性があります。

なお、営業出店参加者は、大阪・関西万博の会期中、設置した自動販売機を稼働させることが必要です。

2025年1月（予定）から	自動販売機の設置開始可能日
2025年4月13日	大阪・関西万博開会（営業開始）
2025年10月13日	大阪・関西万博閉会（営業終了）
2025年11月13日までに	自動販売機の撤去

また、開場時間は特定期間を除き午前9時から午後10時までとなります。

（4）規則等の遵守

営業出店参加者は、自動販売機での飲料営業に際し、次の法令、規則等を遵守しなければなりません。

ア 日本の法律、大阪府及び大阪市の条例、関係法令、規則等

イ 2025年日本国際博覧会一般規則及び特別規則、その他の諸規則

ウ 協会が会場の運営上必要と認めて行う指示等

(5) 持続可能性への配慮

協会は、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指すとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけています。このため、営業出店参加者においても、協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード」の内容を理解し、「チェックシート」(持続可能性の確保に向けた取組状況に関する質問票)を提出していただくなど、これを遵守していただく必要があります。

なお、調達コードでは、大阪・関西万博の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国等が策定する方針等(国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等)に定める水準を満たすものを求めることとしていますのでご注意ください。

(6) 責任及び費用負担

営業出店参加者は、自動販売機設置、運用及び廃棄物の回収、清掃等に係る一切について、自らの費用と責任で実施する必要があります。また、大阪・関西万博閉会後の自動販売機の撤去、原状回復等は、営業出店参加者の責任となり、上記行為に要する一切の費用(光熱水費、財産保険等の付保費用を含む。)は、営業出店参加者の負担となります。分電盤及び専用100Vコンセント(2P15A・接地極付)は協会が用意します。なお、設置する機器は、1台で750W以内に収まるようにしてください。

また、施設賠償責任保険や生産物賠償責任保険等の保険については、協会が2025年日本国際博覧会一般規則第27条に定める賠償責任保険に加入するため、営業出店参加者は、同条に基づき算出される費用を設置する自動販売機の台数等に応じて負担していただきます。

(7) ロイヤリティ

営業出店参加者は、ロイヤリティとして自動販売機物販に伴う売上げ(消費税相当額を含む。)に対する一定の料率を協会に支払ってください。ロイヤリティの料率は、営業出店参加者決定の際の審査項目とします。最低料率を20%とし、応募時に提案してください。

ロイヤリティの支払い方法については、別途協会の指示に従ってください。

(8) 販売に関する条件

販売価格は、標準小売価格としてください。また、日本通貨の円で消費税を含む価格にて明確に示さなければなりません。

販売する商品は、缶又はペットボトル製の商品として、密閉式の容器入りの飲料としてください。酒類(ノンアルコール飲料を含む。)及び瓶製品の販売は認めません。

(9) 納品、補充、回収等の運用に関する条件

自動販売機の管理・運営を第三者へ委託することは可能です。ただし、委託する場合は、協会への報告等が必要です。また、第三者の責任は、営業出店参加者に負っていただきます。

商品の会場内への搬入等の詳細は、秘密保持誓約書を提出した者に限り開示する、「貨物の取扱いに関するガイドライン」を参照してください。

基本的には開場時間外に商品補充、回収等を行っていただきますが、来場者ニーズにより開場時間中に補充を行うことも協会の指示のもと認めます。なお、商品補充等を行う従業員管理については、別途協会の指示に従ってください。

一定数の自動販売機ごとに必ずリサイクルボックスの設置及びリサイクルボックス内の容器の回収が必要です。リサイクルボックスのデザインを含めて詳細や飲料容器の回収については、今後協会の指示に従ってください。なお、回収した容器は、その回収量を記録し定期的に協会へ報告するとともに、営業出店参加者の責任でリサイクルをしてください。

(10) 自動販売機に関する要件

営業出店参加者は、大阪・関西万博会期中を通じて、販売する飲料及び自動販売機が次のいずれにも該当しないことを求められます。

- ア 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの
- イ 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの
- ウ 大阪・関西万博の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの
- エ 不当な利益を上げることが目的とするもの

「(6) 責任及び費用負担」記載のとおり、設置する自動販売機は、1台で750W以内に収まるようにしてください。また、消灯可能な自動販売機を設置してください。消灯時間は別途協会の指示に従ってください。設置する自動販売機のサイズは高さ1950mm以下、幅1200mm以下、奥行800mm以下を標準サイズとして検討してください。自動販売機のデザインについては全て単色又は万博仕様のラッピングとして統一デザインにさせていただきます。デザインの詳細については、営業出店参加者決定後、別途協会の指示に従ってください。

(11) キャッシュレス決済機能

大阪・関西万博はキャッシュレス決済を本格導入予定です。そのため、自動販売機についてもキャッシュレス決済の導入が必要となります。詳細は、今後発出予定の「キャッシュレス決済・EXPO デジタルウォレットサービスに関するガイドライン」「支払手続きに関するガイドライン（仮称）」を参照してください。

(12) 売上げ報告

売上高については記録し、定期的に協会に報告する必要があります。

(13) その他

上記に関する事項又は記載のない事項について疑義が生じたときは、別途協議となります。

2 募集スケジュール

営業出店参加者を決定するスケジュールは、次のとおりです。

2023年11月1日(水)	募集要領公表、質問・応募受付開始
2023年11月8日(水)午後5時	質問受付締切
2023年11月22日(水)	応募受付締切
2023年12月上旬	営業出店参加者決定
2023年12月下旬以降	営業出店参加契約の締結

3 募集参加資格

(1) 参加資格

参加申込者は、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体等であることが必要です。個人による参加申込みは認めていません。

- ア 営業出店に係る契約を締結する権限を有すること。
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがされていないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者が含まれていないこと。
- エ 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- オ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- カ 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- キ ~~2 年以内に行行政処分を受けたものでないこと。(2023 年 9 月末日時点)~~
申込業種またはその関連業種について現在営業停止中等の行政処分を受けた者でないこと（2023 年 10 月末日時点）
- ク 日本語での対応ができる者（営業出店に係る契約は、日本語を正文とします。）

(2) 複数の企業・団体等の構成

複数の企業・団体等を構成員として参加申込みをするときは、各構成員が上記に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- ※ 複数の企業・団体等による参加申込みの例として、業界団体の事務局、企業グループ（団体）を統括する委員会・企業同士の共同企業体からの参加申込み等が考えられますが、応募の際には、複数の企業・団体等の関係が明確になるように、企業・団体等の構成員の関係を説明する資料を添付してください。

4 質問の受付

(1) 受付期間

募集要領公表日から 2023 年 11 月 8 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メールのみ受け付けます。口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けません。

「件名」には「【質問】2025 年日本国際博覧会 営業参加（自動販売機）募集」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 5）に記載したファイルを添付して事務局（アドレス：eigyousanka1@expo2025.or.jp）に送信してください。

- ※ 質問者が送信した電子メール宛てに事務局から 3 営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの返信メールが届かないときは、事務局まで電話（電話番号：06-6625-8684）で次の時間帯に問い合わせてください。

- ◇ 平日（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ◇ 午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時は除く）

(3) 質問への回答

メール送信により個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載します。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

5 応募手続

(1) 募集要領の提供及び提出書類の受付

ア 提供期間

募集要領公表日から 2023 年 11 月 22 日（水）まで

イ 提供方法

協会ホームページから各自ダウンロードしてください（郵送による提供は行いません。）。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

ウ 受付期間

募集要領公表日から 2023 年 11 月 22 日（水）まで

※ 2023 年 11 月 22 日（水）の消印があるものまでを有効とします。

エ 提出方法

提出書類一式を PDF データに変換し、次のメールアドレスへ電子メールにて送付するとともに、書面を次の送付先に郵送してください。

◇ 送付先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会企画局企画部出展課

電子メール：eigyousanka1@expo2025.or.jp

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

電話番号：06-6625-8684

オ 提出の確認

提出書類を送付された電子メール宛てに事務局から 3 営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの返信メールが届かないときは、「4 質問の受付」の場合と同様、事務局まで電話（電話番号：06-6625-8684）で問い合わせてください。

カ 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とします。

(2) 提出書類

ア 下記の【応募に必要な書類等】について、それぞれ 1 部を提出してください。

イ セキュリティの観点から、【「貨物の取扱いに関するガイドライン」開示に必要な書類】を提出した者に限り、「貨物の取扱いに関するガイドライン」を開示します。

ウ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとします。

エ 各様式については、様式ごとに提示している事項について、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し記載してください。

オ 2025 年日本国際博覧会 営業参加（自動販売機）申込書は、その各項目における記載事項又は提案事項がない場合には、「該当する内容はありません。」又は「該当する提案はありません。」等と記載したうえで提出してください。

カ 提出書類を欠く場合は未提出扱いとなり、参加資格を喪失することがあるので注意してください。

キ 一度提出された提出書類の訂正及び差替え等は認めません（ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、協会が指示する場合は除きます。）。

【「貨物の取扱いに関するガイドライン」開示に必要な書類】

① 秘密保持誓約書（様式1）

【応募に必要な書類等】

② 2025年日本国際博覧会 営業参加（自動販売機）申込書（様式2）

③ 登記事項証明書

④ 決算書（写し。直近3か年分。ただし、法令等に基づき開示しているものに限る。）

⑤ 誓約書（参加資格関係）（様式3）

⑥ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員届出書（代表構成員）（様式4-1）

⑦ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員の関係を説明する資料（団体規約・相関図等）

⑧ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（※メールで提出する際、こちらはPDFに変換せず、Excelファイルで提出すること。）

【協会による審査後、資格審査に必要な書類（営業出店参加内定者のみ提出）】

⑨ 誓約書（大阪府暴力団排除条例関係）

⑩ 誓約書（調達コード関係）

⑪ 使用印鑑届

⑫ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員届出書（代表構成員以外）（様式4-2）

⑬ 印鑑証明書

※ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合

⑨⑩誓約書、⑬印鑑証明書については、全構成員のものを提出してください。

⑪使用印鑑届については、代表構成員が使用するものを提出してください。

⑫構成員届出書（代表構成員以外）（様式4-2）及び③～⑤の書類について、代表構成員以外の構成員のものを提出してください。

(3) 提出書類の返却

提出書類は返却しません。

なお、協会は、提出書類を営業出店参加の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

協会は、提出書類を他の参加申込者に知られることのないように取り扱い、保管をします。

(4) 提出書類の不備

提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、参加資格を失うことがあります。

(5) その他

ア 応募は1企業・団体等につき1提案とします（複数の企業・団体等で応募する場合は除きます。）。

イ 提出書類のうち、書面については、A4ファイルに綴って提出してください。

ウ A4ファイルの表紙には申込書タイトルと申込団体名を記入してください。

<記入例>

「2025年日本国際博覧会 営業参加（自動販売機）申込書」 株式会社〇〇（法人名）

エ 提出後の差替えは認めません（協会が補正等を求める場合を除きます。）。

オ 提出書類に記載された個人情報は、申込内容の確認その他出店に関する連絡に必要な範囲で利用します。その他、協会の個人情報保護方針をご覧ください。

[\(https://www.expo2025.or.jp/privacy/\)](https://www.expo2025.or.jp/privacy/)

カ 提出書類は、営業出店参加の決定に必要な限度で政府へ提供することがあります。ご了承ください。

6 営業出店参加者決定に関する事項

(1) 審査方法

協会は、次の審査基準に従い提出書類の審査を行い、営業出店参加者を決定します。

なお、営業出店参加申込書の記載内容について、協会から個別に質問を行うことがあります。

◇ 審査基準

審査項目	審査内容	配点
オペレーション能力	・商品の補充や飲料容器の回収など、効率的な運用体制となっているか。 ・来場者ニーズに応えられる体制を構築しているか。 ・計画を具現化するための実績やノウハウがあるか。	30点
未来に繋がる提案（SDGsとの関連性）	・People's Living Lab(未来社会の実験場)というコンセプトを考慮しているか。 ・フューチャーライフパークへの設置を考慮した未来的な提案であるか。 ・SDGsのいずれかのゴールに当てはまる取り組みを行っているか。	20点
環境配慮への取組、企業姿勢	・自動販売機の設置や運営において環境（カーボンニュートラルや3Rへの対応等）に配慮されているか。	20点
安心安全への取組、企業姿勢	・熱中症や災害時の緊急対応などを検討しているか。また、それらに対する過去の取り組み実績があるか。	20点
ロイヤリティ	・自動販売機物販に伴うロイヤリティ。ただし、最低料率は20%としてください。 【価格点の算定式】 満点（10点）×自者の提案ロイヤリティ/提案ロイヤリティのうち最高ロイヤリティ（小数点第2位を四捨五入）	10点
合 計		100点

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果は採択に関わらず、電子メールのアドレスへ送信により全申込者に個別に通知します。

イ 決定した営業出店参加者の名称等については、協会ホームページにおいて公表します。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格（審査対象からの除外）とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 契約手続について

- (1) 営業出店参加者が決定次第、営業出店参加者と協会との間で営業出店参加契約を締結します。
- (2) 営業出店参加者が契約締結日までに募集参加資格に掲げる要件を欠くことが判明し、また、欠くことになったときその他協会が契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明したときは、協会は、営業出店参加契約を締結しないことがあります。

8 その他

- (1) 応募提案にあたっては、本募集要領、基本計画等を熟読し遵守してください。
- (2) 今後の状況により、2次募集を実施する可能性があります。

9 参考資料

- ・ 2025 年日本国際博覧会基本計画
<https://www.expo2025.or.jp/overview/masterplan/>
- ・ 持続可能性に配慮した調達コード
<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>

別紙

参考位置図①

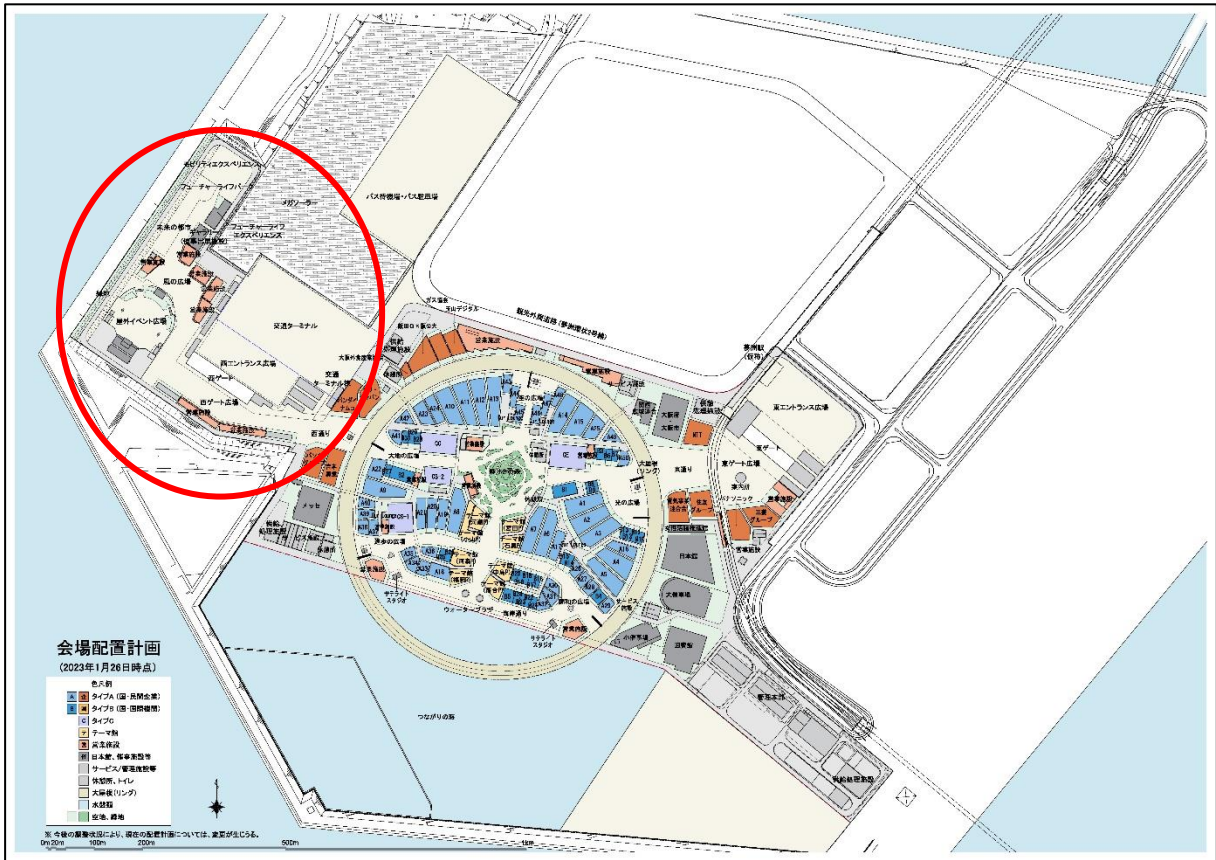


図 会場配置計画

※赤の枠内のエリアに設置予定であり、分散配置する予定です。

参考位置図②



図 会場外駐車場位置図

※現時点での予定となります。